

公益財団法人しまね農業振興公社 農地中間管理事業事務処理要領

(目的)

この要領は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号。以下、「法」という。)、法施行規則(平成 26 年農林水産省令第 15 号。以下、「規則」という。)、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱(令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 3228 号。以下「基本要綱」という。)及び公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程(平成 26 年 3 月 28 日制定。以下「規程」という。)に基づき、公益財団法人しまね農業振興公社(以下「公社」という。)が実施する農地中間管理事業(以下「事業」という。)の事務手続きに係る事項及び農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の 2 共通事項の取扱いについて必要な事項を定め、もってその事務処理及び契約事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(事務手続きの取扱い及び留意事項)

第 1 事業の実施により、公社が出し手から農地中間管理権の設定等及び公社から受け手へ賃借権の設定等に係る事務手続きについては、一の促進計画で行う場合(以下「一括型」という。)と一括型によらない場合(以下「分割型」という。)と 2 種類存するが、実施については、地域計画の達成に資する等状況に応じていずれか一方を選択して行うものとする。

ただし、農作業の受委託については、一括型を原則とする。

(留意事項)

定義規定、略称規定については、【 i 中間管理権の設定若しくは賃借権の設定等に係る分割型による手続き】、【 ii 中間管理権の設定若しくは賃借権の設定等に係る一括型による手続き】、【 iii i・ii に共通する事務手続きに関する事項】、【 iv 経営受委託及び農作業受委託に係る手続き】、【 i 促進計画による公社借入れに関わる事項】及び【 ii 促進計画による公社貸付けに関わる事項】について同様な表現であっても、各々に記載するものとする。

I 事務手続きに係る事項

【 i 中間管理権の設定若しくは賃借権の設定等に係る分割型による手続き】

(促進計画の案の作成、提出依頼及び協力の依頼)

第 2 公社は、毎年事業実施開始年度の 4 月末日までに別記様式例 1 [分割・一括方式共通] により市町村、旧円滑化団体である農業協同組合、市町村農業公社(以下「市町村等」という。)に対して、促進計画の案の作成及び提出の依頼を行うものとする。

また、法第 19 条第 1 項及び基本要綱第 6 の 7 その他関係法令に基づき、別記様式例 1-1 [分割・一括方式共通] により、促進計画の作成等に関する業務について、協力の依頼を行うものとする。

2 前項の市町村以外において法第 19 条及び規則第 16 条に規定する令和 5 年度に市町村が指定する者は令和 4 年度に当該業務の委託を行った者で、公社が市町村に対して確認を行った次に掲げる者とし、以後同様とする。

- 一 島根県農協出雲地区本部
- 二 一般社団法人奥出雲町農業公社
- 三 公益財団法人斐川町農業公社
- 四 公益財団法人隠岐の島町農業公社

(農用地等の貸付け申出)

第 3 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の区域内にあっては、地域計画に位置付けられた借受者の借受け希望状況に併せ、市町村等は、適宜農用地等の所有者(以下「所有者」という。)に対し、農用地等の貸付け希望の意向を確認するものとする。

地域計画の区域外にあっては、市町村等は、農業委員会と連携を図りながら、借受者の借受け希望状況に併せ、適宜所有者に対し、農用地等の貸付け希望の意向を確認するものとする。

(農地中間管理権の取得)

第 4 第 3 により、所有者から貸付け希望の申出があった場合は、市町村等は公社が農地中間管理権を取得する際の要件等を確認したうえで、別記様式例 3 [分割方式] により公社に申出をするものとする。

なお、地域計画の区域外であって、規程第 6 条第 2 項に規定する農業委員会の要請で行う場合にあっては、別記様式例 3-1 [分割方式] により農業委員会から公社へ要請するものとする。

2 前項で申出をする場合において、規程第 20 条で事業の事務手続きに関する業務を委託した者(以下「受託者」という。)は、公社が農地中間管理権を取得することに関し市町村等が作成した別記様式例 3-2 [分割方式] の促進計画案、第 30 に規定する金納の場合における所有者の賃料の支払先を明記した別記様式例 3-3 [分割・一括方式共通] の農用地等貸付料払込明細表(賃借権等の期間終了に伴い、再設定を行う場合で、当初の設定時に提出がなされた内容から変更がない場合又は通帳の写しを添付する場合を除く。)を提出するものとする。

3 公社は、前項で受託者から提出がなされた場合にあっては、別記様式例 4 [分割・一括方式共通] により規程第 5 条の借入要件を確認し、当該要件の整理を行うものとする。なお、市町村においても、整理上、当該様式を活用できるものとする。

また、促進計画又は通帳の見返しの写し(農用地等貸付料払込明細表を含む)に記載された所有者の内容等に変更が生じた場合は、別途公社が作成する様式により、所有者等が、市町村を経由して公社へ提出するものとする。

4 規程第 6 条第 7 項に規定する所有者への土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の説明は、促進計画 2 共通事項に記載された内容とし、所有者の同意を得るものとする。

ただし、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項第 3 号の政令で定める期間以上の農地中間管理権を設定する場合には、受託者は、所有者に対して別記様式例 2 [分割・一括方式共通] により説明を行い、所有者の同意を得たうえで公社へ提出するものとする。

なお、説明については、他機関で開催される整備関連説明会等を活用する等できるだけ円滑に行うものとする。

- 5 機構関連事業の実施により、農地中間管理権を取得する場合には、別記様式例 3-4 [分割・一括方式共通] により、機構関連事業実施主体又は関係機関の申出により行うものとする。

(関係書類の一括提出)

- 第 5 受託者は、第 3～第 4 に規定する関係様式について、一括して公社に対し提出することもできるものとする。

(農地中間管理権の取得の決定)

- 第 6 公社は、農地中間管理権の取得について決定した場合は、別記様式例 5 [分割方式] により市町村等に通知するとともに、促進計画に同意するものとする。

(促進計画案の認可申請)

- 第 7 公社は、法第 18 条第 1 項及び規則第 12 条第 2 項に基づき、別記様式例 6 [分割方式] により島根県知事(以下「県知事」という。)に認可の申請を行うものとする。

ただし、基本要綱第 6 の 8 の(4)に基づき、県知事が促進計画の認可及び公告の事務について、市町村の長に移譲(以下「権限委譲」という。)した場合には、第 6 に併せて別記様式例 5 [分割方式] <権限委譲した場合>により市町村に認可の申請を行うものとする。

(促進計画案の認可通知)

- 第 8 公社は、法第 18 条第 4 項に基づき促進計画案が認可されたときは、市町村に対し、別記様式例 7 [分割方式] により、通知するものとする。

ただし、権限委譲した場合には、市町村は、別記様式例 5-1 [分割方式] <権限委譲した場合>により、公社に対し、通知するものとする。

(公告の通知)

- 第 9 県知事は、促進計画を公告したときは、公社にその旨の通知を行うものとする。

ただし、権限委譲した場合には、市町村は、別記様式例 6 [促進計画分割方式] <権限委譲した場合>により、公社に対し、通知するものとする。

- 2 市町村は、前項で公告した促進計画書の写し等を、原則として所有者へ通知するものとする。

ただし、通知の方法については市町村の判断で行うものとする。

(借受者の選定及び利害関係人の意見)

第 10 公社は、農用地等の借受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)が市町村等を経由して借受けの申出がなされたときは、別記様式例 9 [分割・一括方式共通] 又は別記様式例 9-1 [分割・一括方式共通] により規程第 7 条の貸付要件を確認したうえで、地域計画の区域外においては、法第 18 条第 3 項及び法施行規則第 13 条に規定する利害関係人の意見を聴取するものとし、その聴取の方法は、公社ホームページで別記様式例 10 [分割・一括方式共通] により 7 日間公衆の縦覧に供するものとし、その結果を市町村等に速やかに情報提供するものとする。

なお、縦覧後の公社が保管する期間は、1 か月とする。

また、当該対象地の属する地区内の実情を熟知する者である集落の代表者等に対しても、意見を聴取するものとし、市町村等はこれに協力するものとする。

- 3 市町村等の借受選定方法で借受者を選定している場合、又は直接意見を聴取する場合にあっては、公社の利害関係人の意見聴取は省略できるものとする。
- 4 前第 2 項及び第 3 項に定めるものの他、利害関係人の意見聴取の方法に関する取扱いについては、別記 1 記載のとおりとする。
- 5 前第 2 項において、適格な貸付候補者が複数存する場合は、次のいずれかにより選定するものとする。

(1) 公社が、別記様式例 9-1 [分割・一括方式共通] の判断調書欄により関係機関等と協議して選定する場合

なお、選定にあたっては、農地売買等支援事業実施要領第 5 の 1 の (1) のウの (ウ) に規定する優先順位も参考とすることができるものとする。

(2) 市町村等が選定根拠等を別に定め、これに基づき借受者を特定する場合

(促進計画案の作成)

第 11 地域計画の区域外において第 10 により借受者を選定した場合は、市町村等は基本要綱第 6 の 3 の (2) に規定する農業委員会の意見(①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること(農地所有適格法人又は常時従事すると認められない者は①)、農作業に常時従事すると認められない者は③地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、④法人である場合は、その法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。)を聴いたうえで、別記様式例 11 [分割方式] (権限委譲した場合は、別記様式例 11 [分割方式] <権限委譲した場合>) により賃借権の設定等について公社に申出をするものとする。

なお、地域計画の区域外であって、規程第 7 条第 2 項第 2 号に規定する農業委員会の要請で行う場合にあっては、別記様式例 11-1 [分割方式] により農業委員会から公社へ要請するものとする。

ただし、地域計画の区域内であって、状況に応じて同様に実施できるものとする。

- 2 前項で申出をする場合において、市町村等は、賃借権の設定等に関し作成した

別記様式例 11 - 2 [分割・一括方式共通] (利用権の移転の場合は別記様式例 11 - 2 - 1 [分割・一括方式共通]) の促進計画案に委託者が作成した関係書類を添付して公社へ提出するものとする。

この場合、地域計画の区域内においては、第 11 に規定する農業委員会の意見聴取に併せて基本要綱第 6 の 3 の (3) の意見 (促進計画案の内容が、地域計画の達成に資するものとなっているか) を付するものとする。

- 3 規程第 7 条第 4 項に規定する借受希望者への機構関連事業の説明は、促進計画 2 共通事項に記載された内容とし、借受希望者の同意を得るものとする。

ただし、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項第 3 号の政令で定める期間以上の農地中間管理権を設定する場合には、受託者は、借受希望者に対して別記様式例 11 - 3 [分割・一括方式共通] により説明を行い、当該借受希望者の同意を得たうえで公社へ提出するものとする。

- 4 機構関連事業を実施する場合、土地改良法第 87 条の 3 第 2 項に規定する公社が土地改良事業計画を同意するにあたって、同法同条第 3 項で借受者の意見を聴く場合、受託者は、別記様式例 11 - 4 ~ 5 [分割・一括方式共通] により行うものとする。

(促進計画案の認可申請)

- 第 12 公社は、法第 18 条第 1 項及び規則第 12 条第 2 項に基づき、別記様式例 12 [分割方式] により県知事に認可の申請を行うものとする。

ただし、権限委譲した場合にあっては、別記様式例 12 [分割方式] <権限委譲した場合> により市町村に認可の申請を行うものとする。

(促進計画案の認可通知)

- 第 13 公社は、法第 18 条第 4 項に基づき促進計画案が認可されたときは、市町村に対し、別記様式例 13 [分割方式] により、通知するものとする。

ただし、権限委譲した場合にあっては、市町村は、別記様式例 13 [分割方式] <権限委譲した場合> により、公社に対し、通知するものとする。

(賃借権等の期間終了に係る事前通知)

- 第 14 公社は、原則として事業に係る賃借権等の期間が終了する日の 6 か月前までに市町村に対し、該当する賃借権等の内容を記載した書類に、必要に応じて所有者及び借受者への通知文書の様式を添えて送付するものとする。

- 2 市町村は、前項の送付がなされた場合、所有者及び借受者に対し、賃借権等の期間が終了する旨を通知するものとし、併せて更新の有無の確認を行うものとする。

ただし、通知の時期、方法及び更新の有無の確認の方法については、市町村の判断で行うものとする。

- 3 前項の通知及び更新の有無の確認について、市町村で行うことが困難な場合にあっては、事前に公社と協議し、決定するものとする。

【ii 中間管理権の設定若しくは賃借権の設定等に係る一括型による手続き】
(促進計画の案の作成、提出依頼及び協力の依頼)

第 15 公社は、毎年事業実施開始年度の 4 月末日までに別記様式例 1 [分割・一括方式共通] により市町村、旧円滑化団体である農業協同組合、市町村農業公社(以下「市町村等」という。)に対して、促進計画の案の作成及び提出の依頼を行うものとする。

また、法第 19 条第 1 項及び基本要綱第 6 の 7 その他関係法令に基づき、別記様式例 1 - 1 [分割・一括方式共通] により、促進計画の作成等に関する業務について、協力の依頼を行うものとする。

2 前項の市町村以外において法第 19 条及び規則第 16 条に規定する令和 5 年度に市町村が指定する者は令和 4 年度に当該業務の委託を行った者で、公社が市町村に対して確認を行った次に掲げる者とし、以後同様とする。

- 一 島根県農協出雲地区本部
- 二 一般社団法人奥出雲町農業公社
- 三 公益財団法人斐川町農業公社
- 四 公益財団法人隠岐の島町農業公社

(農用地等の貸付け申出及び借受け申出)

第 16 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の区域内にあつては、地域計画に位置付けられた借受者の借受け希望状況に併せ、市町村等は、適宜農用地等の所有者(以下「所有者」という。)に対し、農用地等の貸付け希望の意向を確認するものとする。

地域計画の区域外にあつては、市町村等は、農業委員会と連携を図りながら、借受者の借受け希望状況に併せ、適宜所有者に対し、農用地等の貸付け希望の意向を確認するものとする。

(借受者の選定及び利害関係人の意見)

第 17 第 16 により、所有者から貸付け希望の申出及び借受希望者から借受け希望の申出があつた場合は、市町村等は、公社が農地中間管理権を取得する際の要件及び貸付要件等を確認したうえで、公社に申出をするものとする。

2 公社は、前項の申出の提出がなされたときは、別記様式例 9 [分割・一括方式共通] 又は別記様式例 9 - 1 [分割・一括方式 共通] により規程第 7 条の貸付要件を確認したうえで、地域計画の区域外においては、法第 18 条第 3 項及び規則第 13 条に規定する利害関係人の意見を聴取するものとし、その聴取の方法は、公社ホームページで別記様式例 10 により 7 日間公衆の縦覧に供するものとし、その結果を市町村等に速やかに情報提供するものとする。

なお、縦覧後の公社が保管する期間は、1 か月とする。

また、当該対象地の属する地区内の実情を熟知する者である集落の代表者等に対しても、意見を聴取するものとし、市町村等はこれに協力するものとする。

3 市町村等の借受選定方法で借受者を選定している場合、又は直接意見を聴取す

る場合にあつては、公社の利害関係人の意見聴取は省略できるものとする。

4 前第2項及び第3項に定めるものの他、利害関係人の意見聴取の方法に関する取扱いについては、別記1記載のとおりとする。

5 前第2項において、適格な貸付候補者が複数存する場合は、次のいずれかにより選定するものとする。

(1) 公社が、別記様式例9-1〔分割・一括方式共通〕の判断調書欄により関係機関等と協議して選定する場合

なお、選定にあたっては、農地売買等支援事業実施要領第5の1の(1)のウの(ウ)に規定する優先順位も参考とすることができるものとする。

(2) 市町村等が選定根拠等を別に定め、これに基づき借受者を特定する場合

(促進計画案の作成)

第18 地域計画の区域外において第17により借受者を選定した場合は、市町村等は基本要綱第6の3の(2)に規定する農業委員会の意見(①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること(農地所有適格法人又は常時従事すると認められない者は①)、農作業に常時従事すると認められない者は③地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、④法人である場合は、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。)を聴いたうえで、別記様式例14〔一括方式〕により中間管理権の取得及び賃借権の設定等について公社に申出をするものとする。

この場合、地域計画の区域内においては、農業委員会の意見聴取に併せて基本要綱第6の3の(3)の意見(促進計画案の内容が、地域計画の達成に資するものとなっているか)を付するものとする。

なお、地域計画の区域外であつて、規程第6条第2項及び同第7条第2項第2号に規定する農業委員会の要請で行う場合にあつては、別記様式例14-1〔一括方式〕により農業委員会から公社へ要請するものとする。

ただし、地域計画の区域内であつても、状況に応じて同様に実施できるものとする。

2 前項で申出をする場合において、規程第20条で事業の事務手続きに関する業務を委託した者(以下「受託者」という。)は、公社が農地中間管理権を取得することに関し市町村等が作成した別記様式例3-2〔分割・一括方式共通〕の促進計画案及び賃借権の設定等に関し作成した別記様式例11-2〔分割・一括方式共通〕(利用権の移転の場合は別記様式例11-2-1〔分割・一括方式共通〕)の促進計画案に第30に規定する金納の場合における所有者の賃料の支払先を明記した別記様式例3-3〔分割・一括方式共通〕の農用地等貸付料払込明細表(賃借権等の期間終了に伴い、再設定を行う場合で、当初の権利設定時に提出がなされた内容から変更がない場合及び通帳の写しを添付する場合を除く。)及び借受けに係る関係書類を添付して公社へ提出するものとする。

3 公社は、前項で受託者から提出がなされた場合にあつては、別記様式例4〔分割・一括方式共通〕により規程第5条の借入要件及び別記様式例9〔分割・一括

方式共通] 又は別記様式例 9-1 [分割・一括方式 共通] により規程第 7 条の貸付要件を確認し、当該要件の整理を行うものとする。

なお、市町村においても、整理上、当該様式を活用できるものとする。

また、促進計画又は通帳の写し(農用地等貸付料払込明細表を含む)に記載された所有者の内容等に変更が生じた場合は、別途公社が作成する様式により、所有者等が、市町村を経由して公社へ提出するものとする。

- 4 規程第 6 条第 7 項に規定する所有者への土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の説明は、促進計画 2 共通事項に記載された内容とし、所有者の同意を得るものとする。

ただし、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項第 3 号の政令で定める期間以上の農地中間管理権を設定する場合には、受託者は、所有者に対して別記様式例 2-1 [分割・一括方式共通] により説明を行い、所有者の同意を得たうえで公社へ提出するものとする。

なお、説明については、他機関で開催される整備関連説明会等を活用する等できるだけ円滑に行うものとする。

- 5 規程第 7 条第 4 項に規定する借受希望者への機構関連事業の説明は、促進計画 2 共通事項に記載された内容とし、借受希望者の同意を得るものとする。

ただし、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項第 3 号の政令で定める期間以上の農地中間管理権を設定する場合には、受託者は、借受希望者に対して別記様式例 11-3 [分割・一括方式共通] により説明を行い、当該借受希望者の同意を得たうえで公社へ提出するものとする。

- 6 機構関連事業の実施により、農地中間管理権を取得する場合には、別記様式例 3-4 [分割・一括方式共通] により、機構関連事業実施主体又は関係機関の申出により行うものとする。

- 7 機構関連事業を実施する場合、土地改良法第 87 条の 3 第 2 項に規定する公社が土地改良事業計画を同意するにあたって、同法同条第 3 項で借受者の意見を聴く場合、受託者は、別記様式例 11-4~5 [分割・一括方式共通] により行うものとする。

(関係書類の提出)

- 第 19 受託者は、第 16 ~ 第 18 で作成した書類について、原則、一括して公社に提出するものとする。

(農地中間管理権の取得及び賃借権の設定等の決定)

- 第 20 公社は、農地中間管理権の取得及び賃借権の設定等について決定した場合は、別記様式例 15 [一括方式] により市町村等に通知するとともに、促進計画に同意するものとする。

- 2 前項の通知で、第 19 の規定により一括して提出しない場合にあっては、各々通知するものとする。

(促進計画案の認可申請)

- 第 21 公社は、法第 18 条第 1 項及び規則第 12 条第 2 項に基づき、別記様式例 16

[一括方式]により島根県知事(以下「県知事」という。)に認可の申請を行うものとする。

ただし、基本要綱第6の8の(4)に基づき、県知事が促進計画の認可及び公告の事務について、市町村の長に移譲(以下「権限委譲」という。)した場合には、第20に併せて別記様式例15 [一括方式] <権限委譲した場合>により市町村に認可の申請を行うものとする。

(促進計画案の認可通知)

第22 公社は、法第18条第4項に基づき促進計画案が認可されたときは、市町村に対し、別記様式例17 [一括方式]により、通知するものとする。

ただし、権限委譲した場合には、市町村は、別記様式例15-1 [一括方式] <権限委譲した場合>により、公社に対し、通知するものとする。

(公告の通知)

第23 県知事は、促進計画を公告したときは、公社にその旨の通知を行うものとする。

ただし、権限委譲した場合には、市町村は、別記様式例16 [促進計画一括方式] <権限委譲した場合>により、公社に対し、通知するものとする。

2 市町村は、前項で公告した促進計画書の写し等を、所有者及び借受者へ通知するものとする。

ただし、通知の方法については市町村の判断で行うものとする。

(中間管理権の設定及び賃借権の設定等の期間終了に係る事前通知)

第24 公社は、原則として事業に係る賃借権等の期間が終了する日の6か月前までに市町村に対し、該当する賃借権等の内容を記載した書類に、必要に応じて所有者及び借受者への通知文書の様式を添えて送付するものとする。

2 市町村は、前項の送付がなされた場合、所有者及び借受者に対し、賃借権等の期間が終了する旨を通知するものとし、併せて更新の有無の確認を行うものとする。

ただし、通知の時期、方法及び更新の有無の確認の方法については、市町村の判断で行うものとする。

3 前項の通知及び更新の有無の確認について、市町村で行うことが困難な場合には、事前に公社と協議し、決定するものとする。

【iii i・iiに共通する事務手続に関する事項】

(農用地の利用状況の報告)

第25 公社から農用地等を借り入れている法第18条第5項第3号に規定する者(耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者)が、農地法第6条の2第2項に該当し、農業委員会から公社に対して別記様式例20により

通知があった場合等において、公社は、法第 21 条第 1 項及び規則第 17 条により、当該農用地等の利用状況報告を別記様式例 21 により受託者を經由して当該者に対し、公社へ送付するよう求めるものとする。

2 前項の報告書は、別記様式例 21 - 1 とし、その提出期限は、当該者へ郵送等により送付等を行った日から 3 か月以内とする。

3 当該者から受託者を經由して公社へ報告があったときは、公社は、受託者と法第 21 条第 2 項に該当するか否かの判断を行い、その結果について別紙様式例 22 - 2 に記録するものとする。

(農用地等借入・貸付台帳の作成)

第 26 法第 11 条及び規則第 10 条第 1 項第 1 号の帳簿は、別記様式例 23 の農用地等借入・貸付台帳とする。

(業務日誌及び活動記録簿の作成)

第 27 公社は、事業実施に係る業務日誌の作成を別記様式例 24 により行い、特に記録が必要な場合は、別記様式例 25 により活動記録簿の作成を行うものとする。

(貸借期間)

第 28 事業で貸借するにあたり、規程第 6 条第 5 項ただし書きに定める貸借期間について、所有者等が短い期間を希望する場合等に、協議して決定する下限期間は原則として 3 年とする。

ただし、地域の実情及び所有者、借受者の状況等について総合的に勘案して 3 年とすることが適当でない判断した場合にあっては、下限期間を 2 年とすることもできるものとする。

(賃料の取扱)

第 29 規程第 8 条に定める「所有者及び貸付先と協議のうえ決定する」賃料については、同規程に定める他、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号)第 5 の規定による農業委員会が算出する賃借料水準を目安とし、地域の農業者等の意見を聴いたうえで算出した額を基準とする。

2 所有者と公社、公社と借受者との間で賃料設定に不一致が生じ、以下に掲げる事情のいずれかに該当する場合で、関係機関等と協議のうえ、適当と判断した場合は、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)(以下「要綱」という。)第 3 の 1 の(1)の事業を活用できるものとする。

ただし、借受者が、当該農用地等を利用することで、その収穫によって生ずる通常の収益より著しく高額な賃料の設定は対象としないものとする。

(1) その農用地等の周辺の借受希望者の大多数が賃料について公社と不一致となった場合

(2) その農用地等について、1 経営体のみ借受希望がなされ、かつその者に貸付けをしないと、周辺の農地の耕作に支障を来す場合

- (3) その他、特に公社が借り入れる必要性があるもので、関係機関等と協議のうえ決定した場合

(賃料の支払・収受)

第 30 所有者と公社が促進計画の定めるところにより設定された賃貸借(以下「賃貸借」という。)の賃料の金納分については、公社は、毎年 12 月 28 日までに所有者へ支払うものとする。

2 借受者と公社が促進計画の定めるところにより設定された賃料の金納分については、借受者は、毎年 11 月末日までに公社へ支払うものとする。

3 所有者又は借受者が米穀によつての支払い(以下「物納」という。)を希望する場合にあっては、原則として毎年 10 月末日まで(所有者と借受者で期限を別途定める場合はこの限りではない。)に借受者は所有者へ直接支払うものとし、公社が物納されたことを確実に確認できるようにすることの他、次に掲げる条件を付したうえで、行うことができるものとする。

(1) 借受者は、米穀を支払期日までに所有地の存する地域内で所有者が指定する場所において所有者に直接支払うものとする。

(2) 借受者が止むを得ない事情等により促進計画の定めるところにより設定された賃貸借を途中で解約した場合において、その年以降において、所有者に対し米穀の支払いができなくなる場合においては、賃貸借について、公社は、所有者に対し規程第 8 条に定めるところにより協議し、算出した賃料を金銭で支払うものとする。

(3) 同一地番内での物納と金納は行わないものとする。

(金納に係る事務手続)

第 31 賃料を金納で行う場合、公社が所有者に支払う賃料は振込みとし、借受者が公社に支払う賃料については、原則として口座振替による方法で行うものとする。

2 公社が所有者に支払う場合において、公社は、振込みを行う日の 5 日前までに別記様式例 26 により、振込予定日を明示したうえで、公社ホームページにより掲載するものとする。

3 借受者が公社に支払う場合において、公社は、別記様式例 27 により、新規借受者に対して支払方法の通知をするものとする。また、支払いに係る内容に変更が生じた場合にあっては、借受者は、別記様式例 27 - 1 により速やかに公社に通知するものとする。

4 公社は、借受者に賃料を請求するにあたって口座振替の場合は、口座振替を行う日の 20 日前までに別記様式例 28 により案内を行うものとする。

納入通知による支払いの場合は、別記様式例 28 - 1 により行うものとする。

5 借受者が、支払期限までに公社への支払いがなされなかった場合には、公社は、別記様式例 28 - 2 又は別記様式例 28 - 3 により当該借受者に対してその旨を通知するものとする。

(物納に係る事務手続)

第 32 賃料を物納で行う場合、公社は、別記様式例 29 により、借受者に対し引渡
期日の 20 日前までに請求を行うものとする。

2 借受者は、所有者に対し納付した場合にあっては、別記様式例 30 により、納
付した内容を記載したうえで、公社へ提出するものとする。

(保全管理)

第 33 公社が中間管理権を取得した農用地等について、要綱第 3 の 1 の(1)の事
業を活用する場合にあっては、以下に掲げるものを対象とする。

ただし、事業を活用する期間は保全管理を委託した時からおおむね 2 年以内と
する。

(1) 草刈り、耕起、除草、防除に要する経費

(2) 借受者が支払う場合であって、公社が負担することとなる土地改良区等か
ら徴収される経常賦課金、維持管理費等

2 前項の実施は、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができるものとす
る。

(1) 公社が中間管理権を取得する時において、公社からの借受候補者が現に存
し、貸し付けるまでの間、保全管理が必要と判断した場合

(2) 公社が中間管理権を取得し、借受けを行った者と法第 21 条第 2 項により
解除を行った農用地等又は農地法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する合意によ
る解約を行った農用地等について、保全管理が必要と判断した場合

(3) その他、借受候補者が現にいない場合であっても、特に公社が借り入れる
必要性があると判断したもので、関係機関等と協議のうえ決定した場合

(様式例等の変更)

第 34 公社は、別記様式例等について、原則として市町村等、農業委員会、受託
者、その他関係機関等(以下「関係機関等」という。)と協議の上、より円滑な
事務処理が行えると判断した場合には、当該様式例等を変更することができる
ものとする。

なお、その変更内容が、簡易なもので、かつ変更することで事務処理に不利益
等生じないと公社で判断した場合にあってはこの限りではない。

2 前項の協議は、一部の関係機関等での協議で足りるものとする。

(システムによる特例)

第 35 この要領にかかる事務手続については、農地中間管理機構利用システム
及びサイボウズを使用して行うことができる。

2 この要領により作成し、又は保存することとされている証拠書類のうち、農地
中間管理機構利用システム及びサイボウズを使用して行った事務手続に係るも
のについては当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保
存をもって、当該証拠書類の作成又は保存に代えることができる。この場合にお
いて、当該電磁的記録は、当該証拠書類とみなす。

(借受け希望者の取扱)

第 36 規程第 7 条第 2 項第 2 号のウに規定する「これまで公社が行った借受け希望者の候補者リスト及び新たに借受け希望者を募る方法」の取扱いについては、別記 2 記載のとおりとする。

(その他)

第 37 I に定めのない事項については、関係機関等と協議の上、決定するものとする。

【iv 経営受委託及び農作業受委託に係る手続き】

第 38 経営受委託及び農作業受委託に係る手続きについては、【ii 中間管理権の設定若しくは賃借権の設等に係る一括型による手続き】に準じて行うものとする。

なお、促進計画書様式について、経営受委託は、別記様式例 19 [促進計画(農作業受委託)] により、農作業受委託については別記様式例 20 [促進計画(農作業受委託)] により各々実施するものとする。

II 促進計画共通事項に関する取扱いについて

【i 促進計画による公社借入れに関わる事項】

促進計画共通事項分割・一括型金納の(3)及び(6)他は以下に類する内容
(借賃の改訂及び借賃の減額)

第 39 共通事項中、「甲(所有者)、乙(公社)が協議して定める。」ときの方法は、事業の事務手続きに関する業務を受託した者(以下、「受託者」という。)が、事前に甲(所有者)及び転借人の意向を確認し、市町村、農業委員会、その他関係機関等と協議したうえで、乙(公社)に改訂又は減額した額を提供し、最終的に甲(所有者)、乙(公社)及び転借人で決定して定めるものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(2)他は以下に類する内容
(借賃の増減額請求)

第 40 乙(公社)は、登記簿を参考にした現況で甲(所有者)から借り入れて、転借人に貸し付けを行うため、当該賃貸借又は使用貸借が終了するまでの間に、各筆明細に記載された登記簿面積と、いかなる方法で計測した場合であっての実測後の面積とが異なったとしても、ほ場の形質の変更がない限りにおいては、借賃の異動はしないものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(3)他は以下に類する内容
(借賃の改訂)

第 41 共通事項中、「地域関係者による協議結果等」とは、対象農地の存する地域において、転借人である個人以外の者が定期的に借賃の見直しを行う場合であって、かつ甲(所有者)、乙(公社)及び転借人が同意した場合に適用するものとする。

する。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(4)他は以下に類する内容
(借賃の支払猶予)

第42 「やむを得ない事由」とは、以下に掲げるものとする。

(1) システムダウン等、金融機関の都合により振込手続きが遅延した場合

(2) 甲(所有者)又は代理受領者あてに乙(公社)から支払通知を送付し、宛名不明により返送され、かつ振込不能となった場合(単に口座への支払ができない場合は除く。)[行方不明による債権者不確知の場合] 又は甲(所有者)が不明で、かつ金融機関が当該口座を止めた又は金融機関が公社からの支払いについて受付けされないことで振込不能となった場合[甲(所有者)が死亡による債権者不確知の場合]

(3) 前(2)の公社の手続きは、以下により行うものとする。

[行方不明による債権者不確知の場合]

乙(公社)から市町村、農業委員会、受託者に対して住所の確認を行ったうえで、なお支払先が特定できないときには、毎年2月末日までに取り纏め、3月1日(土日の場合は翌日)より一括して別記様式例31により、公社ホームページで、14日間公衆の縦覧に供し、申し立てがない場合は、乙(公社)は、3月末日までに供託所に供託するものとする。

[死亡による債権者不確知の場合]

原則として以下の①～⑥の順に債権者不確知と判明した日の属する年度の3月末日までに行うものとする。

ただし、相続人が多数存する等により、手続きに時間を要する場合は、債権者不確知と判明した日の属する翌年度の3月末日までとする。

手続きの複雑化等により、これらの期限を越えることとなった場合は、公社事務局長の判断により決定するものとする。

また、①～⑥の手順に関わらず、所有者の事情を知り得る第三者に聴き取る方法等で債権者を確知するなど、状況に応じて適切に対応することもできるものとする。

① 農業委員会から情報提供される農地法第3条の3の届出書等で確認できる場合を除き、市町村に対し誓約書等を添付した甲(所有者)の住民票の写しを申請し、死亡を確認する。

② 市町村に対し改製原戸籍を請求し、相続人を確認する。

③ 相続人が1人である場合には、その者の戸籍簿等を、また同順位の相続人が数人あるときは、戸籍に記載された民法第900条に規定する法定相続分全ての戸籍簿等を関係機関等に請求し確認する。

④ 1人の相続人又は法定相続分全ての戸籍の附票を市町村等に請求し、住所を確認する。

⑤ 判明した住所に、賃料の額、受取の意思の確認、受け取る場合の口座の確認を示した文書を郵送で送付するか又は直接聴取する。

なお、民法第909条の2の規定により、同順位の相続人が数人あるときの賃料の額は、それぞれが単独でその払い戻しを請求できることから、遺

産分割前であっても、各共同相続人は、賃料払戻請求権のうち相続開始の時の債権額(賃料の額)の3分の1に各共同相続人の相続分を乗じた額(ただし、150万円が上限。)により算出し、示す。

⑥ 当該相続人が受取を容認した場合は、速やかに支払うものとし、受取りを拒否された場合又は郵送で返信がなく、かつ振込ができない場合にあっては、供託所に供託する手続きを行う。

(4) その他、乙(公社)の責めによらないで、甲(所有者)が受取りを拒み、または受取りをすることができない(以下「受取拒否等」という。)状態となり、支払手続きが遅延した場合。[受取拒否等の場合]

甲(所有者)が、振込口座の変更について、乙(公社)に申し出ることが遅延し、支払手続きに間に合わなくなった場合、又は乙(公社)が甲(所有者)に対し振込口座の確認を行い、変更後の振込口座を乙(公社)が知った日において、支払手続きに間に合わなくなった場合であって、かつ甲(所有者)が振込みの遅延について同意した場合(以下「振込口座変更確認遅延」という。)[振込口座変更確認遅延の場合]

なお、手続きにあたっては、以下によるものとする。

[受取拒否等の場合]

① 甲(所有者)が受取りを容認した場合には、乙(公社)は速やかに支払うものとする。

② 甲(所有者)が受取りを拒み、または受取りをすることができない状態となり、乙(公社)からの支払いができなかった場合においては、受取拒否等の確認ができた日の属する年度の3月末日までに、その内容を明確にしたうえで、乙(公社)は供託所に供託するものとする。

[振込口座変更確認遅延の場合]

① 甲(所有者)の変更後の振込口座を乙(公社)が確認した場合には、乙(公社)は速やかに支払うものとする。

② 甲(所有者)が変更後の振込口座を乙(公社)に申出をしない等によって、乙(公社)が振込口座の確認ができず、乙(公社)からの支払いができなかった場合においては、原則として乙(公社)が振込口座の変更があることを知った日から183日以内までに、甲(所有者)にその旨を通知したうえで、乙(公社)は供託所に供託するものとする。

ただし、甲(所有者)の死亡により相続人探索等で、変更後の振込口座を確定することに時間を要する場合にあっては、公社事務局長の判断により支払方法も踏まえ、決定するものとする。この場合、徒に時間を費やすこととならないよう留意するものとする。

2 「相当と認められる期日」とは、次に定めるとおりとする。

(1) 災害の場合は、災害の発生日の属する年の翌年の12月末日まで又は復興して支払が可能となったときとする。ただし、災害の程度によっては最大2年以内とする。

(2) その他やむを得ない事由の場合は、金融機関のシステムが回復したときとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(6)他は以下に類する内容
(借賃の減額)

第 43 甲(所有者)が増額する場合においては、農地法第 20 条の規定に基づき、請求できるものとする。

ただし、この場合において、増額の可否、定める額については、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃、対象地の存する周辺の農地及び近隣地域の借賃の状況を十分勘案して、市町村、農業委員会の意見を聴いて、甲(所有者)、転借人、乙(公社)で協議のうえ決定するものとし、安易に高額な請求はしないものとする。

2 「その他の事由」とは、目的物の一部滅失、鳥獣被害、用排水路の損壊が該当するが、事案毎に甲(所有者)、乙(公社)、市町村、受託者、関係機関等と協議のうえ決定するものとする。

3 「割合に応じて減額される。」とは、作物の作付状況、収穫状況を勘案しつつ原則として面積割合で算出するものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(8)他は以下に類する内容
(障害の除去等)

第 44 「等」とは、記載してある要因の他、鳥獣被害を除いて次に掲げるものとする。

- (1) 石礫
- (2) 立木、雑草
- (3) 用排水不良
- (4) その他作付け、収穫に支障を来すもので、転借人が主張するものについては、その都度判断するものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(9のイ)他は以下に類する内容
(修繕及び改良)

第 45 「改良が軽微である場合」とは次に掲げるものとする。

- (1) 農地の形質を変えない程度の土の入れ替えを行う場合
- (2) ほ場の均平を保たせるため、低い部分を盛って平らにする場合
- (3) 軽度の排水の不良において、軽度の水路掘削を行う場合
- (4) 畦畔の修復を行う場合(畦畔の除去は除く)
- (5) 市町村で決めているもの
- (6) その他、関係機関等の意見を聴いて、乙(公社)及び転借人で協議するものとする。

ただし、判断がつかないものについては、甲(所有者)の同意を要すものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(14)他は以下に類する内容
(目的物の返還)

第 46 「災害」は、水害、取り除くことが不可能な汚染物質等をいい、「その他の不可抗力」は、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗すること

のできない事故(第3者の振動の原因により当該農地にひび割れが生じ、元に戻すことができない状態となった場合等)で、乙(公社)及び転借人双方の責に帰すことのできないものをいうが、具体的に事案が発生した場合には、原状を回復して返還する前に、甲(所有者)、乙(公社)及び転借人で協議を行うものとする。

【ii 促進計画による公社貸付けに関わる事項】

促進計画共通事項分割・一括型金納の(2)、(3)他は以下に類する内容
(借賃の改訂及び借賃の減額)

第47 共通事項中、「甲(公社)、乙(賃借権の設定等を受ける者)が協議して定める。」
ときの方法は、受託者が、事前に所有者及び乙(賃借権の設定等を受ける者)の意向を確認し、市町村、農業委員会、その他関係機関等と協議したうえで、甲(公社)に改訂又は減額した額を提供し、最終的に所有者、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)で決定して定めるものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(2)他は以下に類する内容
(借賃の増減額請求)

第48 甲(公社)は、登記簿を参考にした現況で所有者から借り入れて、乙(賃借権の設定等を受ける者)に貸し付けを行うため、当該賃貸借又は使用貸借が終了するまでの間に、各筆明細に記載された登記簿面積と、いかなる方法で計測した場合であつての実測後の面積とが異なつたとしても、ほ場の形質の変更がない限りにおいては、借賃の異動はしないものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(3)他は以下に類する内容
(借賃の改訂)

第49 共通事項中、「地域関係者による協議結果等」とは、対象農地の存する地域において、乙(賃借権の設定等を受ける者)である個人以外の者が定期的に借賃の見直しを行う場合であつて、かつ所有者、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)が同意した場合に適用するものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(5)他は以下に類する内容
(借賃の支払猶予)

第50 「やむを得ない事由」とは、以下に掲げるものとする。

- (1) システムダウン等、金融機関の都合により振込手続きが遅延した場合
- (2) その他、乙(賃借権の設定等を受ける者)の責めによらないで、支払手続きが遅延した場合

2 「相当と認められる期日」とは、次に定めるとおりとする。

- (1) 災害の場合は、災害の発生日の属する年の翌年の12月末日まで又は復興して支払が可能となつたときとする。ただし、災害の程度によっては最大2年以内とする。
- (2) その他やむを得ない事由の場合は、金融機関のシステムが回復したときと

する。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(6)他は以下に類する内容
(借賃の減額)

第 51 所有者が増額する場合においては、農地法第 20 条の規定に基づき、請求できるものとする。

ただし、この場合において、増額の可否、定める額については、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃、対象地の存する周辺の農地及び近隣地域の借賃の状況を十分勘案して、市町村、農業委員会の意見を聴いて、所有者、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)で協議のうえ決定するものとし、安易に高額な請求はしないものとする。

2 「その地の事由」とは、鳥獣被害、用排水路の損壊が該当するが、事案毎に乙(賃借権の設定等を受ける者)、所有者、甲(公社)、市町村、受託者、関係機関等と協議のうえ決定するものとする。

3 「割合に応じて減額される。」とは、作物の作付状況、収穫状況を勘案しつつ原則として面積割合で算出するものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(7)他は以下に類する内容
(修繕及び改良)

第 52 「改良が軽微である場合」とは次に掲げるものとする。

- (1) 農地の形質を変えない程度の土の入れ替えを行う場合
- (2) ほ場の均平を保たせるため、低い部分を盛って平らにする場合
- (3) 軽度の排水の不良において、軽度の水路掘削を行う場合
- (4) 畦畔の修復を行う場合(畦畔の除去は除く)
- (5) 市町村又は地域で決めているもの
- (6) その他、関係機関等の意見を聴いて、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)で協議するものとする。

ただし、判断がつかないものについては、所有者の同意を要すものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(8)他は以下に類する内容
(附属物の設置等)

第 53 「同意をする旨の通知」は、乙(賃借権の設定等を受ける者)から甲(公社)に対して、別記様式例 32 により協議を行った場合は、甲(公社)は、別記様式例 32 - 1 により所有者に対し、同意を求め、所有者から別記様式例 32 - 2 により同意があった場合は、その結果を別紙様式例 32 - 3 により甲(公社)から乙(賃借権の設定等を受ける者)に通知するものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(10のオ)他は以下に類する内容
(賃貸借の解除)

第 54 「その他民法及び関連法規に定める解除事由」とは、次のとおりとする。

- (1) 民法第 611 条 2 項 「賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が

賃借をした目的を達することができないとき」

- (2) 農地法第 18 条第 1 項第 4 号、5 号「賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合」
- (3) 農地法第 18 条第 2 項第 1 号 「賃借人が、信義に反した行為をした場合」
- (4) 農地法第 18 条第 2 項第 4 号 「賃借人が、農地法第 31 条第 1 項の規定による勧告を受けた場合」

促進計画共通事項分割・一括型金納の(12)他は以下に類する内容

(目的物の返還)

第 55 「災害」は、水害、取り除くことが不可能な汚染物質等をいい、「その他の不可抗力」は、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故(第 3 者の振動の原因により当該農地にひび割れが生じ、元に戻すことができない状態となった場合等)で、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)双方の責に帰すことのできないものをいうが、具体的に事案が発生した場合には、原状を回復して返還する前に、所有者、甲(公社)及び乙(賃借権の設定等を受ける者)で協議を行うものとする。

促進計画共通事項分割・一括型金納の(15)他は以下に類する内容

(利用権に関する事項の変更の禁止)

第 56 共通事項中、「真にやむを得ないと認められる場合」の内容及び「甲、乙及び市町村が協議」を行う方法は以下に掲げるものとする。

(1) 『真にやむを得ないと認められる場合』

- 1) 公共事業の実施により、当該農用地等の一部について買収がなされる場合
- 2) 甲(所有者)が当該農用地等の一部について所有権の移転を行う場合
- 3) 賃料の改訂を行う場合
- 4) 賃料又は面積の誤りを修正する場合
- 5) 終期日を変更する場合
- 6) 借賃の支払方法を変更する場合
- 7) その他、甲(所有者)、乙(公社)、転借人及び関係機関等で事前に協議し合意による解約を行うより変更で行った方がより効果的と判断した場合。

(2) 『甲(所有者)、乙(公社)、転借人及び市町村が協議を行う方法』

促進計画の内容を変更する場合にあって、(1)の 1)～ 7)に掲げる全ての内容について、この要領をもって市町村が異議を示さない限りにおいて、事前に甲(所有者)、乙(公社)及び転借人で協議を行い、かつ変更することに合意した場合にあっては、市町村と乙(公社)の間では協議をしたものと見做されるものとする。

2 次に掲げるものは、変更該当しないものとし、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する合意による解約で行うものとする。

- (1) 賃貸借及び使用貸借について相互に変更する場合
- (2) 公共事業の実施により、当該農用地等の全部について買収がなされる場合
- (3) 甲(所有者)が当該農用地等の全部について所有権の移転を行う場合

- (4) 転借人が規模縮小等の事情により当該農用地等の全部又は一部について解約の申出をし、乙(公社)と甲(所有者)がこれに応じる場合
- (5) 土地改良事業により従前地で貸借したものについて土地改良事業が実施され、換地処分がなされる場合
- (6) その他、甲(所有者)、乙(公社)、転借人及び関係機関等で事前に協議し、変更で行うよりも合意による解約を行った方がより効果的と判断した場合

附 則

- 1 本要領は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 公益財団法人しまね農業振興公社「農地中間管理事業」に係る事務処理要領(平成27年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 本要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和2年12月10日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、令和5年4月3日から施行する。
- 2. 公益財団法人しまね農業振興公社「農地中間管理事業」に係る事務処理要領(令和2年7月1日施行)は廃止する。
- 3 この要領の施行日以後で、かつ令和7年3月31日(この間に地域計画が策定された場合は、その公告日の前日まで)までの間において、この要領で規定する(農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。))の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 第1、第4第1項～3項、第6～第10、第15、第16第1項、第18第1項～3項、第20～第23、第30第1項、同第2項及び第3項(2)の一括方式実施分、第39～第56中の「促進計画」は、農用地利用集積計画(以下「集積計画」という。)に読み替えて適用する。

(2) 分割方式により公社が農用地等について「集積計画」により農地中間管理権の取得を行う場合にあつては、第4第1項中の別記様式例3〔分割方式〕、同第2項中の別記様式例3-2〔分割方式〕、第6中の別記様式例5〔分割方式〕、第8中の別記様式例7〔分割方式〕の「促進計画」は「集積計画」に読み替えて適用する。

一括方式により公社が農用地等について「集積計画」により農地中間管理権の取得及び賃借権の設定等を行う場合にあつては、第18第1項中の別記様式例14〔一括方式〕、同第2項中の別記様式例3-2〔分割・一括

方式共通] 及び別記様式例 11 - 2 [分割・一括方式共通]、第 20 第 1 項中の別記様式例 15 [一括方式] 及び別記様式例 15 - 1 [一括方式]、第 21 中の別記様式例 16 [一括方式]、第 22 中の別記様式例 17 [一括方式] の「促進計画」は「集積計画」に読み替えて適用する。

(3) 第 7 ~ 第 8 及び第 21 ~ 第 22 の規定は、適用されない。

(4) 第 9 中「県知事」は「市町村」に置き換えて適用する。

4 公社が農地中間管理権を取得し、賃借権の設定等を行う場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「認可」及び同条第 7 項の規定による「通知及び公告」について、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定により、県知事と市町村長が協議し、双方の合意の下、県において条例を改正し、市町村長に権限移譲を行った場合にあっては、促進計画の第 7 ~ 第 9、第 12 ~ 第 13 及び第 21 ~ 第 23 中の「県知事」は「市町村」に置き換えて適用する。

5 第 30 第 3 項に規定する支払期日は、この要領の施行前に農地中間管理権に係る賃貸借等の設定又は移転を行ったものも適用する。

附 則

1 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行日以後の貸借案件について、関係書類作成等に係る第 4 第 1 項、第 6、第 10 第 1 項、同第 5 項、第 16、第 17 第 1 項、同第 2 項、同第 5 項(1)、第 18 第 3 項、第 24 の規定についての取扱いは以下のとおりとする。

(1) この要領の施行日以後に、農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の公告を行う貸借案件について、当該施行日前に関係書類が作成されたものについては、施行前の要領を適用できるものとする。

(2) この要領の施行日以後で、かつ令和 7 年 3 月 31 日(この間に地域計画が策定された場合は、その公告日の前日まで)までの間において、貸借がなされる案件についても(1)に準ずる。

[別記1] 第10第4項及び第17第4項に規定する「利害関係人の意見聴取の方法の取扱い」については、以下のとおりとする。

規程第7条第2項第2号のウの規定において「ホームページによらない場合にあつては、これまで公社が行った借受け希望者の候補者リストの活用、新たに借受け希望者を募るなどにより、意見聴取を行うこともできるものとする。」としている。

この取扱いについては以下のとおりとする。

1. 前提

これまで公社が行った借受け希望者の候補者リスト及び新たに借受け希望者を募る方法(以下「リスト及び募集」という。)で意見聴取を行う場合にあつては、原則として、両方を活用して行うものとする。

2. 意見聴取の範囲及び方法

(1) 公社から貸付けを行う対象農地の属する区域(原則大字単位)において借受け希望者の居住地又は経営地が存する範囲において、当該者へ意見の聴取を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は借受け希望者からの「農用地等借受申請書」の提出をもって意見を聴いたものとみなす。

- ① 借受けを希望する者が1名である場合
- ② 借受けを希望する者が複数存する場合であつて、第10第5項及び第17第5項に規定する「貸付要件確認書兼貸付相手方決定判断調書」により借受者を選定した場合
- ③ 市町村等が選定根拠等を別に定め、これに基づき借受者を特定する場合

(2) 公社は、(1)による意見聴取の範囲外であっても、新規就農者等農地の借受け希望のある者についての情報提供を関係機関等から求めるよう努めるものとする。

3. 農用地等借受申込書の取扱い

借受け希望者が、リスト及び募集により「農用地等借受申請書」を公社に提出した又はする場合にあつては、第10第1項及び第16第1項に規定する借受け希望者が市町村を経由して公社へ申出する「農用地等借受申込書」の提出は不要とする。

⑨ 申請書を提出されない場合は、「農用地等借受申込書」の提出が必要となる。

第10第2項及び第17第2項に規定する熟知する者の意見の聴取等にあつては、以下のとおりとする。

1. 熟知する者

農業委員、最適化推進委員、集落の代表者、TAC(JA)など、公社が貸し付けを行う農地及び当該農地の属する地域内の農業者の状況等について把握している者とする。

2. 意見聴取の方法

原則として公社が貸し付ける農地の地域内を管轄とする農業委員又は最適化推進委員とし、当該者が促進計画の内容を確認する際に、意見がある場合は受託者に対し、申出するものとする。

この場合、受託者は、その内容を記録し、公社へ報告するものとする。

なお、当該農業委員又は最適化推進委員が借受者又は貸付者の場合にあっては、受託者は1に記載するその他の者に意見を聴くものとする。

さらに、その他の者が存しない場合にあっては、対象地の属する農業者(対象地について直接利害関係の無い者)に意見を聴取するものとする。

[別記2] 第36に規定する「これまで公社が行った借受け希望者の候補者リスト及び新たに借受け希望者を募る方法」の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. これまで公社が行った借受け希望者の候補者リスト

(1) 内容

平成26年7月1日から令和5年3月2日までの間に公社が借受け希望者の募集を行い、当該者から申請がなされた農用地等借受申請書(以下「申請書」という。)

(2) 活用方法

①利害関係人の意見聴取、②申請書に記載のある農業経営の状況等の把握

(3) 取扱い

令和5年4月3日現在において、令和2年3月31日以前に公社に対して申請書の提出がなされた者で、借受け希望者が現存している場合にあつては、令和5年7月末日までに当該借受け希望者に対して2の(3)の内容で申請書の変更の有無を確認するものとする。

以後、毎年4月1日時点において、原則としておおむね3年が経過している申請書について同様な取扱いとする。

(4) 管理

公社は申請書について、適切に管理、保管するものとする。

2. 新たに借受け希望者を募る方法

(1) 募集方法

公社ホームページにより、期間は定めず、継続して掲載するものとする。

(2) 掲載内容

公社は、次の内容を掲載するものとする。

①目的、②募集期間(定めなし)、③応募資格、④参加方法、⑤留意事項、⑥申請書類(農用地等借受申請書)、⑦その他公社で必要と認める内容

(3) (2)の⑥の内容は、次に記載するものとする。

①借受けを希望する者の郵便番号、住所、氏名、連絡先、農家形態、農業経営の状況等、②借受けを希望する農地の属する市町村名、地区名、③その他公社が必要と認める内容

(4) 取扱い

借受け希望者から市町村を経由して公社に対して別記様式例10-1により第1回の申請書の提出がなされた日から原則としておおむね3年が経過する日の属する年度の3月31日時点において、借受け希望者が現存している場合にあつては、当該年度の7月末日までに当該借受け希望者に対して申請書の変更の有無を確認するものとする。以後、毎年4月1日時点において、同様な取扱いとする。

(5) 管理

公社は申請書について、適切に管理、保管するものとする。

なお、借受者番号については、1の(1)で最後に提出がなされた申請書に該当する借受け希望者の借受者番号を引き継ぐものとする。